

日本司法支援センターに係る評価及び業務運営について

令和3年11月22日

独立行政法人評価制度委員会決定

1 日本司法支援センターに係る委員会の調査審議の実施概況

本委員会は、本年4月に確認した「令和3年度の調査審議の進め方について」に沿って、客観的・中立的な立場から法人運営の適正を確保するという役割を踏まえ、日本司法支援センターに係る見込評価（注1）及び組織・業務見直し（注2）について調査審議を行った。

（注1）日本司法支援センター評価委員会が総合法律支援法第41条の2第1項第2号の規定に基づいて行う「日本司法支援センターの第4期中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間の業務実績評価」。

（注2）法務大臣が総合法律支援法第42条の規定に基づいて行う「日本司法支援センターの組織及び業務全般の見直し」。

調査審議においては、日本司法支援センターの役割や法人を取り巻く環境の変化等について法務省との間で共通認識を醸成するため、法務省及び法人の長・役員との意見交換を実施した。

2 次期目標期間において留意すべき事項等について

調査審議の結果、次期目標期間における日本司法支援センターに係る評価及び業務運営に関して、日本司法支援センター評価委員会及び法務大臣において特に留意すべき事項を以下のとおり取りまとめた。

本委員会としては、今後、次期目標期間終了時に向けて、当該留意事項に係る取組状況を、関心を持って注視していく。

（留意事項）

- ・ PDCAサイクルを適切に機能させるため、次期目標期間においては、C評価となった項目について、評価の根拠となる取組実績や目標に対する達成状況を具体的に記載するとともに、改善方針を明確に記載するべきではないか。
特に、C評価が継続するような項目については、法人の取組状況等の現状を的確に分析し、課題を整理した上で、取組の方向性を見直すことも念頭に置いて改善方針を検討するとともに、その結果に基づき、法人に期待する取組と成果について、目標策定に先立って、法務大臣と法人との間で共通認識を図ることが必要ではないか。
- ・ コロナ禍への対応としてオンラインによる法律相談援助を実施した実績や知見を活用し、常勤弁護士の配置が十分でない地域等におけるオンラインによる司法アクセスの拡充を図るなど、業務のデジタル化を一層推進してはどうか。

（背景事情等）

- ・ 今期の見込評価では、項目 1－2「常勤弁護士の採用、配置及び資質の向上」がC評定であるが、前期の期間実績評価においても、項目 1－4「職員（常勤弁護士を含む。）の採用及び配置等」がC評定であり、常勤弁護士の採用・配置等に関しては、2期続けてC評定となる見込みである。

このような状況では、PDCAサイクルが必ずしも適切に機能していないと考えられることから、次期目標期間においては、本項目のようなC評定となった項目について、評価の根拠を可能な限り具体的に記載し、今後の改善方針を明確に記載するなど評価の透明性を高めてPDCAサイクルを適切に機能させる必要がある。

また、常勤弁護士の採用・配置等に関しては、これまでの取組状況や常勤弁護士の役割及び必要性等を的確に分析・整理して改善方針等を検討した上で、次期目標期間に法人に期待する取組と成果について、法務大臣と法人との間で共通認識を図るなど、目標策定に先立って適切な対応を講ずる必要があると考える。

- ・ 法人の業務運営に関して、「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2021」（令和3年6月18日閣議決定）において、「司法分野におけるデジタル化を推進する」とされるなど、司法分野においてもデジタル化が急務となっており、総合法律支援を担う法テラスの業務についても、デジタル化の推進が期待されていると考える。

特に、法律相談業務のオンライン化は、常勤弁護士の配置が十分ではない地域における司法アクセスの拡充に寄与することが期待されるため、今般のコロナ禍への対応として昨年度から開始したオンラインによる法律相談の実施を契機として、次期目標期間においても、所要の取組を着実に進めていくことが必要であると考えます。

以上